

薬剤師の職能将来像と社会貢献

神戸大学医学部附属病院

教授・薬剤部長 平井 みどり

●はじめに●

薬学は薬剤師を社会に送り出し、国民の健康増進に貢献する責務を負っています。一方、有効な治療薬がなく病に苦しむ患者さんを救うために、優れた医薬品を創り出す創薬研究や、新しい医薬品の開発など、製薬企業における薬剤師の役割もたいへん大きなものです。薬剤師は現在約29万人、社会の様々な場面で活躍しているのですが、残念ながら医師や看護師ほどには身近になっていません。今回、「薬剤師の職能将来像と社会貢献」についての提言を、日本学術会議の薬学委員会が提示しましたので、その内容について説明します。

●医療と薬剤師職能●

薬剤師法第1条において「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする」と規定されています。特に、調剤は薬剤師法第19条において一部の例外を除き、「薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない」とされ、薬剤師の重要な職務の一つとなっています。もう一つ、医師は診断をし、治療のために処方せんを発行しますが、その内容に明らかな間違いや疑問点、あいまいな点がある場合には、薬剤師は処方した医師に照会する義務があります。このように医師が処方し薬剤師が監査および調剤を行う、いわゆる「医薬分業制度」は安全性確保の観点からたいへん重要であります。

少し前の調査で恐縮ですが、日本薬剤師会が平成22年度に集計したデータによると、全体の処方せんの約3%が照会の対象となり、そのなかの70%近くが最終的に処方変更されています。高齢化に伴い、複数の病気を持つ患者さんが増えており、処方される薬の種類も増加している現状では、薬の組み合わせをチェックし、その量や使い方を適正化する「見張り役」としての薬剤師の責任はたいへん重いものがあります。

●現代医療におけるチーム医療と薬剤師●

厚生労働省の「チーム医療の推進に関する検討会」報告書（平成22年3月）によれば、

チーム医療とは、「医療に従事する多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつも互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること」となっています。医師の不足や偏在の問題、患者ニーズの多様化など、求められる医療行為は量的に増加の一途をたどり、内容も多様化、複雑化しています。また、超高齢社会においては、疾病の治療を目的とする「医療」のみならず、「保健」や「福祉」の視点からの患者対応が必要であります。こうした状況のもと、薬剤師はチーム医療のなかで薬物療法の担い手としてだけでなく、地域における健康増進、保健・福祉へも関与することが重要になっています。

地域医療に関して言えば、在宅医療や介護制度の推進によって、今後ますます地域における薬局の役割は大きくなるでしょう。また、健康に対する意識の高まりとともに、疾病予防の動きも活発化しつつあり、地域医療に参加する薬局には健康増進を進める医療機関としての役割が期待されています。

さらに、薬局の薬剤師による健康相談機能も近年注目を集めており、軽度な疾病の自己治療（セルフメディケーション）や疾病の早期発見などのプライマリケアへの薬剤師の関与が期待されています。既に、一部の薬局では臨床検査機器を設置し、医師への受診を勧奨するなどのサービスを提供していますが、こうした業務や一般用医薬品（OTC薬：Over The Counterの略）の推奨には的確な臨床判断の能力が必要になります。そのための研修の実施と認定、あるいは専門薬剤師との協働に対するシステムを整備することが必要です。生涯教育を通じて、自らの職能の向上に対する自律的な取り組みを常に行うことが、薬剤師には必須です。

●創薬研究において薬剤師が果たすべき役割●

日本の薬学は、基礎研究分野には多くの実績を有してきましたが、臨床研究を戦略的に推進する能力については、欧米と比較しまだまだ不十分な面がみられます。今後、医療イノベーションを推進するには、臨床のニーズをよく知る研究者が新薬開発により深くかかわることが重要です。この点で6年制薬学教育によって育成する人材は、医療の現状を知る医薬品のプロフェッショナルとして、医薬品開発に大きく貢献することが期待されます。将来は、薬学基礎研究者と臨床に精通した薬剤師が協働して医薬品や医療機器の開発に取り組むことで、大きな成果を生み出すことでしょう。

医薬品開発における治験は、新しい薬を世に出すために必須の試験であり、患者さんやボランティアの自発的な参加が必須です。将来の治療のために、自ら進んでリスクを引き受けてくださる、貴重な患者さんたちの安全性、倫理性を確保しつつ治験を実施していくことは、法的な規制を厳格に守る必要があり、たいへんな労力がかかります。そのため薬剤師や看護師、事務担当者など多くの人材が、各々の専門性を生かして従事しています。薬剤師の役割としては、たとえば、医薬品の副作用に関する豊富な知識、経験を活用し、治験の安全性向上に大きく貢献できるものです。様々な法的規制に関する知識と、医療倫理、コミュニケーション力、そして科学的思考を身に付けた薬剤師の特質が生かされるの

が治験の場面であります。

薬を生み出す「創薬」に対し、既に臨床に使用されている医薬品をより安全に使用し、より適切な使用法や様々な改良、新薬の開発へと生かすことを「育薬」と呼んでいます。長く使われてきて、使用経験情報の蓄積がある医薬品を「育薬」の概念に則って新規医薬品として開発することも重要であり、医師と協力して薬剤師が「育薬」において中心的役割を果たすことが期待されます。全く新しい「新薬」は開発に膨大な年月と労力と資金が必要であり、当然それは費用に反映されます。しかし、既に市販されている薬を使う「育薬」は、より短時間かつ安全に結果を出すことができるでしょう。医薬品は様々な可能性を秘めており、それを見いだして新たな治療に結びつけることは、今後の日本の医療戦略としてたいへん重要なものとなるはずです。ここに薬剤師の目と知識が生かされるのです。

●薬事行政と薬剤師●

わが国の医薬品の承認審査においては、医薬品医療機器総合機構（PMDA）が製薬企業より提出された申請資料の審査を実施し、その結果を受け厚生労働省が承認を行っています。特に薬学系人材は薬物の体内での動きや副作用の評価においてその専門性を発揮しています。今後さらに質の高い審査を推進するためには、臨床経験を有する医師、薬剤師が多数審査に参画することが必須であって、医療現場との人材交流が現在も行われていますが、これをもっと活発化させる必要があります。

医薬品による副作用は起こらないことが最善ですが、現在の科学水準では完全に予測することは不可能であります。もし重篤な副作用が発生した場合にその被害を最小限にとどめるための行政的対応も重要です。効果と副作用を正確に評価し、適切な判断を下すことができる薬剤師の活躍が期待されています。

●薬学6年制学部教育における教育機関の役割●

6年制学部教育カリキュラムでは、疾病と薬物治療に関する幅広い知識や、医薬品の安全性を確保するためのフィジカルアセスメントなどの技能、チーム医療のためのコミュニケーション教育などの医療人としての態度に関する教育に加えて、病院や地域薬局で長期実務実習が行われます。これらの科目を担当する教員は、新たに大学に入った臨床系の教員が担う例が多く、今後臨床の現場との緊密な連携を保つことで、臨床系教員の臨床能力サポートと、研究フィールドを確保することなどが、喫緊の課題となっています。薬科大学・薬学部の教員と、臨床の薬剤師が連携し、人材交流することで、教育のみならず新たな研究の方法や、有効な治療戦略のイノベーションが生まれてくることを期待します。

薬学が6年制になってから8年が過ぎました。薬学教育のカリキュラムは来年度から新しいものになりますが、そのなかでは薬学や医療の知識のみならず、倫理観や自律の精神、コミュニケーション力といった、人間性を高めるための教育が以前よりも強調されています。将来の薬剤師が、国民一人ひとりの健康長寿をまもるために、いままで以上に活躍することに期待してください。